

富山県漁港管理条例施行規則を次のように定め、公布する。

富山県漁港管理条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、富山県漁港管理条例(昭和42年富山県条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書等の様式)

第2条 条例の規定に基づき次の各号に掲げる許可を受け、又は届出をしようとする者は、当該各号に掲げる様式により知事に提出するものとする。

- (1) 条例第3条第2項の規定による届出 漁港施設滅失(損傷)届(様式第1号)
- (2) 条例第6条第2項の規定による許可 危険物等荷役許可申請書(様式第2号)
- (3) 条例第9条第3項ただし書の規定による許可 陸揚げ及び出漁準備区域における停係泊許可申請書(様式第3号)
- (4) 条例第10条の規定による届出 漁港施設利用届(様式第4号、様式第5号、様式第6号)
- (5) 条例第11条第1項の規定による許可 漁港施設占用、工作物新築等許可申請書(様式第7号)
- (6) 条例第11条の2第1項の規定による許可 漁港施設目的外使用許可申請書(様式第8号)
- (7) 条例第13条第1項本文の規定による届出(国際航海に従事する船舶に係るものを除く。) 入出港届(様式第9号)
- (8) 条例第13条第1項本文の規定による届出(国際航海に従事する船舶に係るものに限る。) 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令(昭和25年政令第239号)第20条第2項に規定する農林水産省令で定める様式
(平12規則37・平13規則18・平17規則79・令6規則11・一部改正)

(書類の経由)

第3条 前条に規定する書類は、富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年富山県条例第50号)第2条の規定に基づく市町を経由して知事に提出するものとする。

2 市町長は、前項の書類のうち、漁港施設滅失(損傷)届、漁港施設占用、工作物新築等許可申請書又は漁港施設目的外使用許可申請書を受理したときは、当該漁港所在地を管轄する土木センター所長(当該漁港所在地が土木センターの土木事務所の担当区域内にある場合は、当該土木事務所の所長)に送付するものとする。

(平12規則37・全改、平14規則58・一部改正)

(危険物等の種類)

第4条 条例第6条第3項の規定により規則で定める危険物等の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのある物
- (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第6条各号に掲げる食品又は添加物
- (3) 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示(昭和54年運輸省告示第547号)で定める物
- (4) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)別表第1及び別表第2に掲げる物で医薬品以外のもの

(平12規則37・平16規則4・一部改正)

(使用料等の減免)

第5条 条例第12条第3項(第12条の2第2項において準用する場合を含む。))の特別の事由は、次のとおりとする。

- (1) 条例第12条第1項に規定する使用料及び占用料並びに条例第12条の2第1項に規定する土砂採取料及び占用料(以下「使用料等」という。)の納付の対象となる行為(以下「当該行為」という。)が漁港の利用を増進するものであつて、かつ、営利を目的としないものであること。
 - (2) 当該行為が県の事務、事業等と密接な関連を有するものであること。
 - (3) 漁港に関する工事用の工作物を設置し、又は資材等の置場として使用することを目的として工事請負業者が当該漁港を占用するものであること。
 - (4) 当該行為について富山県河川流水占用料等に関する条例(平成11年富山県条例第55号)第2条第1項の規定により土地占用料及び土石採取料を納付していること又は富山県公共海岸占用料等に関する条例(平成11年富山県条例第56号)第2条第1項の規定により占用料を納付しているものであること。
 - (5) 前各号に掲げる事由のほか、公益上の理由により必要があるもの
- 2 前項の規定により使用料等の減免を受けようとする者は、当該行為に係る届出又は許可の申請の際減免申請書(様式第10号)を知事に提出するものとする。

(平12規則37・追加)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年規則第10号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成11年規則第32号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第37号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりした許可、認可その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりした許可、認可その他の行為とみなす。

- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりされている許可の申請、届出その他の手続は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の手続とみなす。

- 5 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成13年規則第18号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第58号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりされている許可の申請、届出その他の手続は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の手続とみなす。

附 則(平成16年規則第4号)

この規則は、平成16年2月27日から施行する。

附 則(平成16年規則第18号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第79号)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和6年規則第11号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(平11規則4・平13規則18・一部改正)

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

住 所(所在地)
届出者
氏 名(名称及び代表者名)

漁 港 施 設 滅 失 (損 傷) 届

次のとおり漁港施設を滅失(損傷)したので、富山県漁港管理条例第3条第2項の規定により届け出ます。

漁 港 名	漁 港
施 設 の 名 称	
施 設 の 場 所	
利 用 の 目 的	
滅失(損傷)の日時	年 月 日午前(後) 時 分
滅失(損傷)の内容	
滅失(損傷)の事由	
そ の 他 参 考 事 項	

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

住 所(所在地)
申請者
氏 名(名称及び代表者名)

危険物等荷役許可申請書

次のとおり荷役したいので、富山県漁港管理条例第6条第2項の規定により許可願いたく申請します。

漁 港 名		漁 港			
船 名	丸	船 舶 の 種 類		漁 船 (船 舶) 登 録 番 号	
総トン数	G.T	馬 力 数	P.S	船 籍 港	
荷役をしようとする場所					
荷役する危険物等の品名および数量					
荷 役 の 期 間					
荷役取扱責任者	住 所				
	氏 名				
その他参考事項					

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

住 所(所在地)
申請者
氏 名(名称及び代表者名)

陸揚げ及び出漁準備区域における停係泊許可申請書

次のとおり陸揚げ及び出漁準備区域に停係泊したいので、富山県漁港管理条例第9条第3項ただし書の規定により、許可願いたく申請します。

漁 港 名		漁 港			
船 名	丸	船 舶 の 種 類		漁船(船舶) 登 録 番 号	
総トン数	G.T	馬 力 数	P.S	船 籍 港	
船 舶 所有者	住 所				
	氏 名				
停 係 泊 の 場 所					
停 係 泊 の 期 間		年 月 日 午前(後)	時から		
		年 月 日 午前(後)	時まで		
主 な 積 載 物 の 名 称 及 び 数 量					
停 係 泊 を し ょ う と す る 事 由					
そ の 他 参 考 事 項					

様式第4号(第2条関係)

(平11規則4・一部改正、平13規則18・旧様式第6号の1繰上・一部改正、平16規則18・一部改正)

様式第4号(第2条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

住所(所在地)
届出者 氏 名(名称及び代表者名)

漁 港 施 設 利 用 届

次のとおり漁港施設を利用したいので、富山県漁港管理条例第10条の規定により届け
出ます。

漁 港 名	漁 港				
船 名	丸	船 舶 の 種 類		漁船(船舶) 登 録 番 号	
総 ト ン 数	G.T	馬 力 数	P.S	船 籍 港	
利用する施設名					
利 用 の 場 所					
利 用 の 目 的					
利 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
利 用 の 形 態	共 同 単 独				
使 用 料					
その他参考事項					

(注) この様式は、船揚場及び上架場を利用するときに使用すること。

様式第5号(第2条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

住 所(所在地)
届出者
氏 名(名称及び代表者名)

漁 港 施 設 利 用 届

次のとおり漁港施設を利用したいので富山県漁港管理条例第10条の規定により届け出ます。

漁 港 名	漁 港
利用する施設名	
利 用 の 場 所	
利 用 の 目 的	
利 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
利 用 の 面 積	平方メートル
使 用 料	
その他参考事項	

(注) この様式は、岸壁、物揚場、漁具干場、野積場その他漁港施設用地を利用するとき使用すること。

様式第6号(第2条関係)

(平11規則4・一部改正、平13規則18・旧様式第6号の3繰上・一部改正、平16規則18・一部改正)

様式第6号(第2条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

住所(所在地)
届出者 氏 名(名称及び代表者名)

漁 港 施 設 利 用 届

次のとおり漁港施設を利用したいので富山県漁港管理条例第10条の規定により届け出ます。

漁 港 名	漁 港				
利用する施設名					
利 用 の 場 所					
利 用 の 目 的					
いかだの利用区分	外かく施設の係留	いかだの枚数	枚	えい航船名	総 ト ン 数
	泊 地 の え い 航	長さ50メートル未満	回		G.T
		長さ50メートル以上	回		G.T
利 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
責任者	住 所				
	氏 名				
使 用 料					
そ の 他 参 考 事 項					

(注) この様式は、いかだが外かく施設及び泊地を利用するときに使用すること。

様式第7号(第2条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあつては、その名称〕
及び代表者の氏名

漁港施設占用、工作物新築等許可申請書

次のとおり漁港施設を占用したいので、富山県漁港管理条例第11条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

漁 港 名	漁 港		
新規、更新の別	工作物の新築、改築増築又は除去の別		
占用する施設の名称			
占用の場所			
占用の面積	平方メートル		
占用の目的			
占用の期間	年 月 日から	年 月	日まで
工作物の工事施行期間	年 月 日から	年 月	日まで
占用料			
その他参考事項			
※土木センター所長(土木事務所長)の意見			

備考

- 1 場所を明示した平面図及び占用しようとする区域の実測求積図(工作物の設置等にあつては設計書及び構造図)を添付すること。
- 2 更新占用、増築、改築又は除去の場合は、許可指令書の写しを添付すること。
- 3 ※欄は、記入しないこと。

様式第8号(第2条関係)

(平12規則37・追加、平14規則58・一部改正)

様式第8号(第2条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあつては、その名称〕
及び代表者の氏名

漁港施設目的外使用許可申請書

次のとおり漁港施設を使用したいので、富山県漁港管理条例第11条の2第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

漁 港 名	漁 港
使用する施設の名称	
使用の場所	
使用の面積	
使用の目的	
使用の期間	年 月 日から 年 月 日まで 月 日
使用料	
その他参考事項	
※土木センター所長(土木事務所長)の意見	

備考

- 1 場所を明示した平面図及び使用しようとする区域の実測求積図を添付すること。
- 2 ※欄は、記入しないこと。

様式第9号(第2条関係)

(平11規則4・一部改正、平12規則37・旧様式第8号繰下・一部改正)

様式第9号(第2条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

船 長 氏 名

入 出 港 届

次のとおり入出港するので、富山県漁港管理条例第13条第1項の規定により届け出ます。

漁 港 名			漁 港		
船 名	丸	総トン数	G.T	入 出 港 の 目 的	漁獲物荷揚・一般貨物荷揚・避難・停泊・給油・給水・その他
船 舶	住所			入 港 日 時	月 日午前(後)時
使用者	氏名			出 港 日 時	月 日午前(後)時
漁 船 (船 舶) 登 録 番 号			主 な 荷 場 (荷積)品の種類及び数量	品 名	数 量
主たる根拠地又は船籍港					
船 舶 の 種 類	漁船・貨物船・客船・その他		危険物等積載の有無及び数量		
動力、無動力の別	動力・無動力		そ の 他 参 考 事 項		
停係泊の場所					

- (注)1 入港届として用いる場合は「出」を、出港届として用いる場合は「入」を消すこと。
2 利用期間3日以上にわたり、かつ、2回以上入出港する船舶にあつては、「入港日時」は、最初の入港日時とし、「出港日時」は最後の出港日時を記入すること。
3 該当事項を○で囲み、記入すること。

様式第10号(第5条関係)

年 月 日

減 免 申 請 書

富山県知事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあつては、その名称〕
及び代表者の氏名

富山県漁港管理条例施行規則第5条第1項の規定により使用料等の減免を受けたいので、
同条第2項の規定により次のとおり申請します。

1 減免を受けようとする使用料等	
2 減免を受けようとする理由	
3 減免を受けようとする額又は割合	
4 その他	